

<お知らせ>

2026年5月28日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画のお知らせ

株式会社モルテン（本社：広島市西区、代表取締役社長：民秋清史、以下、モルテン）は、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定しました。

これは、モルテンの社員がそれぞれの希望に応じて職業生活で活躍できる環境を用意することによって、その個性と能力を十分に発揮できるようになることを狙いとして、2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間の行動計画として定めたものです。

■ 計画内容

- ・ 計画期間内における男性の育児休業取得率を50%以上にする
男性育児休業取得率 44.4%（2024年10月～2025年9月30日）
- ・ フルタイム労働者の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする

お問い合わせ先

株式会社モルテン 人事部 担当：宮本
〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目10-97-21 TEL:082-292-1381